

令和5年度答申第58号
令和6年1月11日

諮問番号 令和5年度諮問第51号（令和5年11月6日諮問）
審査庁 文化庁長官
事件名 文化芸術振興費補助金の額の確定処分等に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

本件は、文化庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）15条の規定に基づき、交付すべき文化芸術振興費補助金（コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業）（以下「本件補助金」という。）の額を確定する処分（以下「本件確定処分」という。）をするとともに、既に当該額を超える本件補助金が審査請求人に交付されているとして、補助金等適正化法18条2項の規定に基づき、その超過額の返還を命じる処分（以下、この処分を「本件返還命令」といい、本件確定処分と併せて「本件各処分」という。）をしたことから、審査請求人が本件各処分を不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）補助金等の交付決定

補助金等適正化法6条1項は、各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をしなければならない旨規定する。

(2) 実績報告

補助金等適正化法14条前段は、補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない旨規定する。

(3) 補助金等の額の確定

補助金等適正化法15条は、各省各庁の長は、補助事業等の完了に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない旨規定する。

(4) 補助金等の返還命令

補助金等適正化法18条2項は、各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならないと規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和3年5月17日付けで、処分庁に対し、事業の名称を「A」（以下「本件補助事業」という。）、実施期間を同年1月8日から同年12月20日まで、補助金申請額を1000万円として、本件補助金の交付を申請（以下「本件交付申請」という。）した。申請書に添付された「申請事業詳細」と題する書面には、その概要はゲーム音楽をプロ演奏家等が演奏するコンサートであり、取組の内容の欄には、公演日は令和3年12月13日、場所はBと記載され、演目として、C社のゲームである「D」の楽曲が記載されていた。

（文化芸術振興費補助金（コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実

支援事業) 交付申請書、「申請事業詳細」と題する書面)

(2) 処分庁は、令和3年8月2日付けで、本件交付申請に対し、申請のあった事業を交付対象とし、補助金の額を1000万円として、本件補助金の交付を決定(以下「本件交付決定」という。)した。

(文化芸術振興費補助金(コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業) 交付決定通知書)

(3) 審査請求人は、令和3年11月1日付けで、処分庁に対し、本件補助金700万円の概算払を請求し、処分庁は、同月9日付けで、本件補助金700万円の概算払をする決定をした。

(請求書(概算払)、文化芸術振興費補助金(コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業)(第3四半期分・11月払)の支出について)

(4) 審査請求人は、令和4年1月10日、処分庁に対し、本件補助金に係る申請システムを通じ、補助対象経費を976万7152円として、実績を報告(以下「本件実績報告」という。)した。本件実績報告に添付された「実績報告詳細」と題する書面には、その概要は、第1部及び第2部がゲーム音楽をプロ演奏家等が演奏するコンサート、第3部がゲーム音楽の演奏映像の解説であり、取組の内容の欄には、公演日は令和3年12月19日、場所はEと記載され、演目として、C社のゲームである「F」及び「D」の楽曲が記載され、リハーサル日は、同年10月3日、場所はBと記載され、内容はゲネプロ及び公演収録と記載されていた。なお、申請システムで作成された補助金実績報告書(以下「本件補助金実績報告書」という。)の書面には、日付は令和3年12月31日と、報告の額は、交付決定額1000万円、精算額268万8000円、不用額731万2000円と記載されていた。

(文化芸術振興費補助金(コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業)に係る事業の実績報告書、「実績報告詳細」と題する書面、収支報告書、審査庁主張書面(令和5年11月24日付け)、審査庁主張書面(令和5年12月15日付け))

(5) 処分庁は、令和4年3月31日付けで、審査請求人に対し、交付すべき本件補助金の額を268万8000円と確定する処分(本件確定処分)をするとともに、超過交付となった431万2000円の返還を命じる処分(本件返還命令)をした。

(文化芸術振興費補助金(コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業)額の確定通知書、文化芸術振興費補助金(コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業)返還命令書)

(6) 審査請求人は、令和4年6月30日、審査庁に対し、本件各処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(7) 審査庁は、令和5年11月6日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 提出した計画変更承認申請書に「12/13(月)の公演は同じC社の大ヒットゲームであるFに切り替え、半分をF、半分は10/3に録音・録画した演奏について来場者に鑑賞方法の解説」と記し、この変更について、処分庁から本件補助金の事務運營業務の委託を受けた特定非営利活動法人映像産業振興機構(以下「本件事務局」という。)から、令和3年12月13日の公演について、楽曲の変更、コンサートタイトル(取組名称)の変更、演奏者の一部変更、明細の変更の場合、軽微な変更となり、計画変更は不要であるとの回答があり、計画変更承認申請書の内容どおり、録音・録画した令和3年10月3日の演奏(以下「10月3日演奏」という。)について来場者に鑑賞方法の解説を実施したにもかかわらず、同日に録音・録画した費用は認めないとの本件事務局の回答は甚だ納得いかず、到底許容できるものではない。

(2) 令和3年12月19日の公演(以下「12月19日公演」という。)時、司会が「今回のみ、特別に許可を著作権者やアーティストから受け、特別公開としています」とアナウンスしており、本件事務局が実地調査で公演を聞いていたことや、文化庁が配信を推奨していることを踏まえると、「この公演だけに使われるかわからない」として、録音・録画にかかった費用を認めないのは納得できない。

(3) そもそも、公演日の変更は軽微な変更であるにもかかわらず、それが認められないのは納得できず、本件補助金の補助目的に反して補助事業者を窮地に追いやっている。

(4) 以上から、本件各処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査請求人は、10月3日演奏は、その演奏を収録し、著作権者の許可を受けて、補助事業として実施した12月19日公演に限って上映したから、10月3日演奏の収録費用も補助対象経費に当たる旨主張する。

しかし、本件補助事業は令和3年12月19日に実施されたのであって、同年10月3日の公演はそもそも補助事業ではなく、公演としても中止されていて実施されていないことからすれば、10月3日演奏に係る経費について「補助事業を実施するために必要な経費」であると認めることは困難である。

また、「文化芸術振興費補助金（コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業）交付要綱」（令和3年4月20日付け文化庁長官決定）（以下「本件交付要綱」という。）や「文化庁令和2年度第3次補正予算事業ARTS for the future！（コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業）募集要項」（令和3年8月10日付け）等の記載から、補助対象経費として認められるためには、本件補助事業にのみ用いられるものに係る費用といえる必要があるところ、審査請求人は、音楽療法を中心とした演奏活動を実施している団体であって、今後も本件補助事業以外の演奏会等が行われることが予想されることからすると、審査請求人の手元に10月3日演奏の収録映像の記録媒体が残るから、著作権者に改めて許可等を受けるなどして、本件補助事業以外の公演において上映等することも可能である。したがって、10月3日演奏の収録映像が本件補助事業として実施された12月19日公演で上映されたとしても、10月3日演奏に係る経費は、本件補助事業にのみ用いられるものに係る費用とはいえない。

以上のとおり、10月3日演奏に係る経費は、「補助事業を実施するために必要な経費」とはいえず、補助対象経費とは認められないため、本件各処分には何ら不当な点は認められない。

他に本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、棄却すべきである。

なお、審理員の意見も、おおむね同旨である。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和5年11月6日、審査庁から諮問を受け、同月24日、同月30日、同年12月7日及び同月22日の計4回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和5年11月24日、主張書面及び資料の提出を受け、同年12月15日、主張書面の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、本件審査請求の受付（令和4年6月30日）から本件諮問（令和5年11月6日）までに1年4か月以上の期間を要しているところ、特に、①本件審査請求の受付の後、補正命令（令和4年7月11日）を経て、補正書の提出（同月26日）から審理員の指名（同年8月26日）までに1か月、②審理員の指名から弁明書の提出依頼（同年9月14日）まで約3週間、③反論書の提出（同年11月2日）から処分庁・審査請求人への物件の提出依頼（令和5年3月8日）まで4か月以上、④審理員意見書の提出（同年7月12日）から本件諮問（同年11月6日）までの間に約4か月を要している。審査庁にその理由を照会したところ、本件補助金及びその後継の補助金は、新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けた文化芸術活動の再興を図ることを目的とした、これまでにない大規模かつ新たな補助事業で、両補助金をあわせて申請及び交付決定の件数は万単位に上り、早期執行が求められる中、限られた人員で処理する必要があったため時間を要したとのことであった。

こうした状況にあったとはいえ、審査請求については、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（1条1項）に照らして、また、事後の手続たる審査請求に対応する過程から得られる知見を後継の補助金に反映するといった行政の適正な運営を確保する観点からも、迅速に対応すべきであった。審査庁は、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手続を迅速に進める必要がある。

(2) 上記(1)で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件各処分の違法性又は不当性について

本件では、審査請求人が実施した12月19日公演の一部として行われた、審査請求人の主張するところの「映像による曲解説」に用いられた10月3日演奏の映像の作成に要した経費について、本件補助金の補助対象経費として認められるか否かが争点となっていることから、以下、これについて検討する。

(1) 審査請求人は、当審査会の求めに応じて審査庁から提出された交付申請書一式及び交付決定通知書によれば、令和3年12月13日に公演を行うとして本件交付申請をし、本件交付決定を受けている。他方、同年10月3日の公演のチラシをみると、当該公演内容は、本件交付決定を受けた公

演内容と大きな相違はなく、場所も同じである。また、当該チラシには、本件補助金を受けて開催するものである旨記載されている。そうすると、審査請求人は、本件交付決定を受けた公演を、開催日を変更したのか追加で開催することにしたのかはおくとして、同日に行うことを企画していたものと認められる。

こうした公演の開催日の変更や公演の追加に必要な手続についてみると、本件補助金の計画変更の手引である「文化庁令和2年度第3次補正予算事業 ARTS for the future! (コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業) 計画変更に関するご案内」(令和3年9月8日付け)では、取組内容の軽微な変更や同一取組内での公演数の増減は、計画変更の手続は不要とされ、「ARTS for the future! FAQ」では、取組内容の軽微な変更として、出演者の一部変更や開催日の変更が掲げられている。そうすると、審査請求人は、処分庁(本件事務局)への事前手続なく、開催日を変更し、あるいは、公演の追加をすることができたといえる。なお、同年10月3日の公演は、演奏予定の楽曲の著作権者から一部使用許諾を得られず、審査請求人は、開催を中止し、公開リハーサルとその模様の収録を行ったとしている。

- (2) 次に、審査請求人は、本件実績報告で、開催実績として12月19日公演を掲げ、その演目として、第1部及び第2部は、演奏した楽曲としてそれぞれ三つの曲名を掲げ、第3部は、「映像による曲解説」と題して、二つの曲名を掲げるとともに、リハーサルとして10月3日演奏を掲げ、それらに要した経費を請求している。

そして、審査請求人は、この「映像による曲解説」に用いられた映像は、10月3日演奏を収録したものであると主張する。当審査会の求めに応じて審査庁から提出された審査請求人の計画変更承認申請書をみると、確かに、令和3年10月3日の公演は中止した、同年12月13日の公演はその半分を楽曲の変更をするとし、残る半分を同年10月3日に録音・録画した演奏について来場者に鑑賞方法を解説する、とされている。なお、この同年12月13日の公演は、開催日を同月19日に変更し開催(12月19日公演)されている(上記第1の2(4))。

この計画変更承認申請に対し、処分庁(本件事務局)は、何点か照会した後、後者の変更に関しては、楽曲の変更、コンサートタイトル(取組名称)の変更、演奏者の一部変更、明細の変更の場合、軽微な変更となり、

計画変更は不要である旨、実績報告の際、今回連絡のあった変更内容が確認できるよう実施内容を記載されたい旨、当該内容が要件を満たしているものと認められない場合、補助対象外又は交付決定額から減額する旨回答しているものの、録音・録画した演奏の鑑賞方法の解説への変更には言及することなく、その内容の照会すらしていなかった。こうしたことからすると、12月19日公演で10月3日演奏の映像の上映とその解説を行うことは、軽微な変更として問題がないと受け取られても仕方のない経緯をたどっているといえる。

そして、「映像による曲解説」で用いられた映像は、10月3日演奏であり、この演奏は、上記(1)のとおり、本件交付申請時の公演の開催日を変更した(又は公演を追加した)ものであって、審査請求人が本件交付申請当初に予定していた内容を実現しようと企画したものである。実際、本件実績報告と本件交付申請とを比較すると、この「映像による曲解説」が行われた2曲は、本件交付申請時に演奏曲として掲載されているものである。

また、本件実績報告によれば、12月19日公演は3部構成で、そのうちの一つの部が「映像による曲解説」であり、また、オーケストラにより演奏されたのは、第1部及び第2部の合計で6曲であるのに対し、第3部の「映像による曲解説」で上映されたのは2曲と、公演全体の曲数の4分の1であるので、12月19日公演は、演奏を中心としたものと捉えることができ、本件交付申請当初と同じく演奏による公演ということが出来る。

したがって、「映像による曲解説」の演目を含む12月19日公演は、本件交付決定時の事業内容と大きな相違はないといえ、本件交付要綱2条の本件補助金の交付の目的(文化芸術活動のイノベーションや持続可能性の強化を図る)を踏まえれば、「映像による曲解説」で用いられた映像の作成に要した経費を補助対象経費とすることを否定するまでには至らない。

ただし、実績報告書では、10月3日演奏を12月19日公演のリハーサルとするが、10月3日演奏に至る経緯(上記(1)末尾)からして、10月3日演奏の全体を12月19日公演のリハーサルと捉えることは困難であるといわざるを得ないから、「映像による曲解説」で用いられた、2曲からなる演奏と映像の作成に要した経費を適切に精査した上で、補助対象経費を算定することが適当である。その際、「映像による曲解説」で用いた映像、すなわち、10月3日演奏を収録した映像の12月19日公

演での使用に係る著作権者の許諾の有無について争いがある（審査請求書、弁明書）から、審査庁は、改めて確認しておく必要がある。

- (3) 次に、審査庁の主張について検討する。審査庁は、本件補助事業は令和3年12月19日に実施されたのであって、同年10月3日の公演はそもそも補助事業ではなく、公演としても中止されていて実施されていないことからすれば、10月3日演奏に係る経費について補助事業を実施するために必要な経費であると認めることは困難であると主張する。しかし、「映像による曲解説」に用いた2曲の演奏と映像の作成に要した経費が補助事業を実施するために必要な経費であることは、上記(1)及び(2)で述べたとおりであり、審査庁の主張は採用できない。

また、審査庁は、審査請求人の手元に10月3日演奏の収録映像の記録媒体が残り、補助事業以外の公演で上映することも可能であるから、10月3日演奏に係る経費は、補助事業にのみ用いられるものに係る費用とはいえない旨主張する。しかし、仮に、そのような懸念があるのであれば、本件交付要綱の補助金の交付の目的に反して使用する場合の事前承認の定め(19条3項)の適用を検討し、10月3日演奏の収録映像を使用しようとする場合には、事前に承認を受ける必要がある旨審査請求人に明示し、これを遵守するよう求めれば足りるから、審査庁の主張は採用できない。

- (4) 以上のことから、12月19日公演の「映像による曲解説」で用いられた、2曲からなる10月3日演奏の映像の作成に要した経費を補助対象経費とすることが適当である。そうすると、10月3日演奏に要した経費は認められないとしてされた本件確定処分は妥当とはいえないし、それに基づいてされた本件返還命令は、その前提を欠くものであるから、妥当とはいえない。

3 付言

- (1) 補助金実績報告書の作成について

補助金等適正化法14条前段によれば、補助事業者は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。諮問に当たり当審査会に提出された審査請求人の実績報告は抜粋であったので、審査庁に対し本件交付要綱様式8による補助金実績報告書及びその添付書類の提出を求めたところ、本件補助金実績報告書一式が提出された。その際、審査庁は、本件交付要綱様式

8の補助金実績報告書は、書類審査等により交付すべきと認められた補助金額が自動的に記載される仕様となっている旨説明する。そうすると、補助金実績報告書の精算額は、申請システム上、補助事業者が実績報告としてデータ入力した金額及び証拠書類を基に、本件事務局による書類審査を経たものが記載されることになり、その額は交付すべき額となることになる。確かに、当審査会に提出された本件補助金実績報告書に記載の精算額（268万8000円）と、本件確定処分のお知らせに記載の確定額とは同額となっていた。

こうした本件補助金実績報告書の作成手順は、本件補助金の大量の申請を迅速に処理する必要があった（上記1（1）の審査庁主張）とされる状況下で行われたと考えられるが、上記のとおり、補助金等適正化法14条前段は、補助事業者が補助金実績報告書を作成し提出することを求めているのである。

また、本件補助金実績報告書の日付が記載される仕組みについても、審査庁に照会したところ、申請システム上、補助対象期間の最終日の日付（令和3年12月31日）が自動的に入力される仕組みとなっているとのことであった。しかし、本件交付要綱上、様式8による補助金実績報告書を提出すべき日は、補助事業完了の日から30日以内又は令和4年1月10日のいずれか早い日まで（14条1項）であって、補助対象期間の末日（令和3年12月31日）ではない。

したがって、今後、処分庁は、本件補助金の場合のように、申請システムを通じて、補助事業者から補助金等適正化法14条前段の実績報告を受けるとする場合は、補助事業者が入力した精算額及び不用額と補助事業者が実際に入力した日が補助金実績報告書に記載されるように、事務処理の手順を改善する必要がある。

（2）審理手続における基本的な資料の確認等について

本件諮問の調査審議に当たっては、本件補助金に関し、いつ、どのような内容の申請及び処分がされ、その間、どのような経緯があったのかを確認する必要があるところ、本件諮問の際、本件交付申請及び本件実績報告に関しては、申請及び報告のあったとされる補助事業の内容を記す部分のみが提出され、本件交付要綱の定める様式の書面を始め申請及び報告の書類一式の提出はなく、本件交付決定、概算払及び計画変更承認申請に関しては、関係資料の提出はなかった。当審査会から審査庁に求めて、初めて

提出されたのである（なお、所定の様式の実績報告書の書面が作成される過程に課題があることは、上記（１）で指摘するとおりである。）。

審理員の行う審理手続でも、こうした資料を基に事実認定をする必要があるところ、一件記録を見ても、審理員が処分庁に提出を求めた形跡はうかがえない。そうすると、審理員は、これらの資料を確認することなく、審理手続を進めたことになる。今後、審理員は、審査請求の審理に当たり、処分庁に対し、申請から処分に至る一連の手続に係る原資料（写し）の提出を求めて、処分に係る経過を把握、確認し、処分の適法性及び妥当性を検証する必要がある。

また、今後、審査庁は、諮問に当たって、申請から処分に至る一連の手続に係る原資料（写し）を提出する必要がある。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	三	宅	俊	光
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹